

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	意見・質問	回答
0001	実施方針	1	第2	4	(1)	④	応募者の構成	<p>応募者及び特別目的会社（SPC）での、代表企業の要件が設定されていません。本件の事業スキームにおいて、性能発注に基づく運転管理業務が主たる事業であります。本事業を履行するにあたり、代表企業になるべき企業は、下記に示す①～③の要件が必須であると考えます。</p> <p>①下水終末処理場において、水処理施設・汚泥処理施設・汚泥焼却施設の処理工程を一気通貫での運転管理業務の履行実績が連続して3年以上有すること。水処理施設においては、処理能力65,000m³/日以上有する施設であること。（オキシデーションディッチ法、回分式活性汚泥法及び生物膜法によるものは除く）</p> <p>②1台当り排水能力5.5m³/秒以上の雨水ポンプを有する下水ポンプ場の運転管理業務の履行実績を連続して3年以上有すること。</p> <p>③雨水総排水量11.0m³/秒以上の下水ポンプ場の運転管理業務の履行実績を連続して3年以上有すること。</p>	<p>代表企業は構成企業内で議決権比率が唯一最大の企業とすることのほか、要件は定めておりません。</p> <p>なお、本事業は業務範囲が広くかつ期間も長い為、各年度によって主たる業務が変わる事も考えられるため、実施方針P8第2.4(1)⑨にて、事業期間中の出資比率変更に伴う代表企業の変更を、発注者の承諾を得た上で認める事としております。</p>
0002	要求水準	II	3	1	1)		受注者が用意するユーティリティ	<p>電気契約について、電気供給会社と発注者が行うとの記載があります。電気供給契約の自由化により、一般電気事業者以外の事業者との電気供給契約が可能となっていることから、コスト削減を意識し自由度を求め、民間の創意工夫を要求する発注方式であれば、受託業者と電気供給契約と直接契約するべきであると提案します。</p>	<p>本機場では大阪府の他の水みらいセンターも含め、一括で電力契約を締結している為、契約は発注者が行うものとしております。</p>
0003	実施方針	2	第1	5	(3)		事業期間・スケジュール	<p>「設計建設期間について、受注者による工期短縮の提案を可能とする」とのことですが、提案をお認めいただき、工期短縮を実施した場合の目標寿命（焼却施設23年）の起点は、令和8年3月ではなく、工期短縮に伴い前倒しとなる供用開始時点からとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
0004	実施方針	2	第1	7		①	部分払い	<p>設計建設業務に係る対価について、年度ごとの出来高に応じて部分払いを行うとのことですが、入札公告等の公表時にご想定の年度ごと支払限度額を公表予定でしょうか。</p> <p>また、初年度（令和3年度）の部分払いはご予定でしょうか。</p>	<p>公告時に支払限度額割合を示す予定です。</p>
0005	実施方針	2	第1	7		①	交付金受領に必要な資料	<p>「受注者は、発注者が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと」とのことですが、ご想定に必要な資料の内容と交付申請時期をご教示ください。</p>	<p>「下水道事業におけるエネルギー効率化に優れた技術の導入について（平成29.9.15国水下水事第38号）」への適合を示す資料や各種計算書、また会計実地検査等による各種調査に係る資料提供を想定しています。時期については、契約後の協議とします。</p>
0006	実施方針	3	第1	7		①	c) 物価変動	<p>物価変動による改定対象は、労務単価、材料単価のいずれも対象との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
0007	実施方針	3	第1	7		①	設計建設業務の対価 [業務委託料A-1]	<p>表1で「受注者が入札時に提示した金額を基に」とのことですが、当該金額の提示時期は入札時であり、技術提案書の提出時ではない、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
0008	実施方針	3	第1	7		②	運転管理ほか業務の対価 [業務委託料B-1、B-2]	<p>表2で「受注者が入札時に提示した金額（もしくは、各単価）に基づき」とのことですが、当該金額の提示時期は入札時であり、技術提案書の提出時ではない、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

0009	実施方針	5	第2	2			表1	スケジュール	「入札説明書等に関する質問締切」、「入札説明書等に関する質問回答」及び「入札参加申込書、資格審査資料の提出」が全て令和3年6月上旬となっており、質問回答の内容によっては入札参加申込書等の提出に支障をきたす恐れがございます。 これより、「入札説明書等に関する質問締切」を令和3年5月中旬、「入札説明書等に関する質問回答」を令和3年5月下旬と早めていただくことを要望します。	質問の機会をできるだけ広く確保する日程としており、早期に頂いた質問には随時回答する予定です。 なお、ご要望の日程につきましては検討します。
0010	実施方針	5	第2	2			表1	スケジュール	「入札説明書等に関する質問」とは、令和3年4月上旬の「入札公告等の公表」時に公表の各資料（入札説明書、要求水準書、・・・、様式集）に関する質問との理解でよろしいでしょうか。 令和3年6月中旬の「資格審査結果の通知」以降にも「技術提案書作成要領に関する質問」、「要求水準書に関する質問」の機会がございますが、令和3年7月上旬の「技術提案書の提出」の直前や以降での質問回答となります。 できるだけ早期に質問回答をいただくことで、要求水準等の理解を深め、貴府の意向を理解した提案が可能となります。	「入札説明書等に関する質問」とは、令和3年4月上旬の「入札公告等の公表」時に公表する資料のうち、「入札説明書等」に関するもので、「要求水準書」については「要求水準書等に関する質問」となります。また、いずれの質問についても、受付開始日は公告日からとなり、早期に頂いた質問には随時回答する予定です。
0011	実施方針	6	第2	3	(3)			質問及び意見、回答の非公表	「特殊な技術、ノウハウに関連する質問」であるか否かの判断は繊細です。 質問者が「個別回答希望」と記載した質問及び意見、これらに対する回答を「公表対象」と判断された場合は、事前に質問者に確認いただくことを要望します。	事前に確認いたします。
0012	実施方針	7	第2	3	(9)			技術提案書の受付	「提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す」とのことですが、現段階で必要とお考えの書類について、ご教示ください。	技術提案項目については精査中の為、詳細については入札説明書等にてお示しします。
0013	実施方針	7	第2	3	(12)			技術提案書の受付	「技術提案書を提出した応募者に対して、入札書の提出を求める」とのことですが、設計建設業務、および運転管理ほか業務に係る金額の提示時期は、入札書の提出時であり、技術提案書の提出時は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0014	実施方針	7	第2	3	(13)			入札の取り止め等	「競争性が担保されないと認められる場合」とは、具体的にどのような場合をご想定か、ご教示ください（例：応募者が1社、もしくは1グループの場合）。	不正行為等により競争性が担保されないと認められる場合等を想定しており、1者応札は有効とします。
0015	実施方針	7	第2	4	(1)	③		応募者の構成	応募者を構成する「構成企業」の“数”や“工種”に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0016	実施方針	8	第2	4	(1)	⑦		議決権比率	議決権株式の割当について、構成企業の議決権比率は、代表企業が唯一最大であれば、その他の構成企業の比率には制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0017	実施方針	8	第2	4	(3)			応募者の参加資格要件	記載の参加資格要件について、同一業務を複数の者が分担して行う場合、9頁の④（ウ）に記載の運転管理業務を複数の構成企業で行う場合と同様に、同一業務を担当する複数の構成企業で要件を満足すればよろしいでしょうか。	機械設備工事等を複数の構成企業で実施する場合は、いずれの構成企業も各々の要件を見出す必要があります。

0018	実施方針	8	第2	4	(3)	②	設計建設業務の参加資格要件	「構成企業として機械設備工事以外の <u>工事を実施する者は次に掲げる全ての要件を満たすもの</u> 」とのことですが、「設計業務」のみを実施する者については、「(2) 応募者の制限」をすべて満たしていれば、参加資格要件は不要、もしくは測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の許可を受けていればよろしいでしょうか。	「設計業務」のみを実施する者が構成企業となる場合は、「(2) 応募者の制限」に該当しない事が要件となり、その他の参加資格要件はありません。
0019	実施方針	10	第2	4	(4)		構成企業等の変更	応募者を構成する構成企業が、8頁の「(2) 応募者の制限」に示す要件を欠くような事態が生じた場合も、発注者がやむを得ないと判断した場合は、構成企業の変更又は追加についてお認めいただけますでしょうか。	応募者を構成する構成企業が、参加申込書などの提出期限日から本事業の事業契約を締結するまでの間において8頁の「(2) 応募者の制限」に該当する事態になった事による構成企業の変更は認められません。
0020	実施方針	10	第2	4	(5)	1)	事業全般に係る配置技術者	「本事業において、以下の技術者を本事業着手時より専任で配置」とのことですが、対象となる技術者は「①事業総括責任者」でしょうか。 ①事業総括責任者の要件においては、「以下の(ア)～(オ)全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者としてSPCに籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。」とのご記載です(要求水準書も同様に選任配置の記載)。	「専任で」は削除します。事業総括責任者について、「専任」は求めています。
0021	実施方針	13	第2	6	(2)		SPCの設立	「基本協定締結後速やかに、SPCを大阪府内に設立し、商業登記簿謄本を発注者に提出」、また(3)事業契約の締結では「SPCと本事業に係る事業契約を締結」とのことですが、年末年始を挟む時期の登記申請・完了手続きとなるため、時間を要することが想定されます。万一ご指定の事業契約締結日程までにSPC設立が間に合わなかった場合は、基本協定時の契約者名での事業契約をお認めいただくことは可能でしょうか。	事業契約はSPCとの契約に限定します。 なお、基本協定書締結から事業契約締結までは約2か月を想定しています。
0022	実施方針	14	第2	6	(5)	①	著作権	「発注者が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できる。」とのことですが、応募者の特殊な技術、ノウハウが含まれることから、事前に応募者に確認、協議し、同意を得た内容のみ公表対象としていただくことを要望します。	公表に当たっては、事前に応募者に確認、協議し、同意を得るものとします。
0023	実施方針	14	第3	1			リスク分担の基本的な考え方	雨水排水施設運転管理業務について、受注者による予測が困難な雨水の流入量変動等に基づくリスクは、発注者負担としていただくことを要望します。	要求水準書2ページに記載のとおり雨水排水施設に係る運転管理業務は仕様発注としており、「雨水ポンプ場 運転操作要領」どおり適切に実施したうえで生じるリスクについては発注者負担とします。
0024	実施方針	17	第9	5			災害時の協力	災害時の協力について、可能な限り対応する所存ですが、対応に伴い発生する費用について、運転管理ほか業務の対価として、業務実績に反映され業務委託費に自動的に反映されるものと、実費精算が必要なものを、予めリストアップし、事業契約書に盛り込むことを要望します。	災害はあらかじめ想定しきれものではないため、事業契約書に実費精算が必要なものを盛り込むことはできません。なお、災害時の協力に係る費用については別途協議事項とします。
0025	実施方針	19	別紙2	リスク分担表(案)	(1)		第三者賠償	受注者側のリスク負担について、受注者の帰責事由によるものでも加入保険の補償範囲を超過する分は、発注者側負担としていただけますでしょうか。	受注者負担とします。
0026	実施方針	19	別紙2	リスク分担表(案)	(1)		法令変更リスク	「上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク」が受注者側負担となっていますが、受注者では当リスクを予見できないため、発注者側負担としていただけますでしょうか。	受注者負担とします。

0027	実施方針	20	別紙2	リスク分 担表 (案)	(2)			物価変動	※1の「変動が一定の基準に達した場合」の「一定の基準」は、入札公 告時に明示していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0028	実施方針	20	別紙2	リスク分 担表 (案)	(2)			設計変更リスク	「発注者の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによ る計画・設計の遅延や受注者の費用増加等」とのことですが、“要求 水準を超える内容”ではなく、“受注者の技術提案を超える内容”とし ていただけますでしょうか。	実施方針に記載のとおりとします。
0029	実施方針	21	別紙2	リスク分 担表 (案)	(3)			要求水準未達等	「試運転・完工検査時等の下水汚泥等の供給に関するリスク」が受注 者側負担となっていますが、流入下水量の変動や流入下水水質の著し い悪化、受注者の帰責事由によらない施設故障や不可抗力等により、 想定外の下水汚泥等の供給となる場合など、合理的な理由がある場合 は発注者側負担としていただけますでしょうか。	合理的な理由がある場合は協議とします。
0030	実施方針	21	別紙2	リスク分 担表 (案)	(3)			下水の水質変動 リスク	「流入下水水質の悪化に伴う経費の増加」が受注者側負担となってい ますが、※4にて、「～受注者の責に寄らない理由により負担が過度と なる場合には発注者受注者協議を行い、負担額の調整を行う」とあり ますので、「不可抗力リスク」と同様に発注者欄を「○」に、受注者 欄を「△」に変更していただけますでしょうか。	実施方針に記載のとおりとします。
0031	実施方針	22	別紙2	リスク分 担表 (案)	(4)			施設損傷リスク	「発注者、受注者のいずれの帰責事由・・・対象施設が損傷した場 合」の※7にて、「受注者の管理義務等の懈怠により」とのことです が、「受注者が承認された業務計画通りの運転管理、保全、補修を 怠っていたことにより」としていただけますでしょうか。	実施方針に記載のとおりとします。
0032	実施方針	23	別紙2	リスク分 担表 (案)	(5)			終了手続き	発注者側で行う終了手続きについては、発注者側負担としていただ けますでしょうか。	発注者で行うべき手続きについては発注者とします。
0033	要求水準書 (案)	2	I	2	2.3			スケジュール	「業務契約の締結」が令和4年2月(予定)とのことですが、実施方針(2 頁 第23(3))では令和4年1月(予定)と記載されています。どちら が正でしょうか。	1月下旬を予定しています。
0034	要求水準書 (案)	5	I	3	3.4			現場常駐	「事業総括責任者が現場常駐しない場合は、・・・SPC所属として現場 に常駐させること」とのことですが、設計業務期間中、及び工場製作 のみが行われている期間については、現場常駐者なしという理解でよ ろしいでしょうか。	現場への常駐要件は要求水準書(案)「I.3.1 事業総括責任者」 「I.3.2 運転管理ほか業務に係る配置技術者」「I.3.3 設計建設業務に 係る配置技術者」に記載のとおりですので、要求水準書(案)の「I.3.4 その他要件」については削除します。
0035	要求水準書 (案)	17	II	6	6.2			流入水質	流入水質の性状を運転管理予見として、提示していただけますでしょ うか。	要求水準書のとおりとします。
0036	要求水準書 (案)	18	II	9	9.2			業務期間終了時 の健全度	新1号焼却炉本体の業務期間終了時の健全度が「4.3以上」とのことで すが、受注者による設計建設期間の工期短縮提案をお認めいただき、 工期短縮を実施した場合は、業務期間終了時の経過年数が5年より長 くなることから、別途協議対象としていただけますでしょうか。	受注後の協議とします。

0037	要求水準書 (案)	21	Ⅲ	1				基本的要件	汚泥条件は、システム設計（熱収支計算、機器容量計算等）の前提条件であり、応募者の提案内容にも大きく影響します。 これより、汚泥条件（含水率、有機分、有機分組成、発熱量、性状範囲）を提示していただけますでしょうか。	公告時に提示する予定です。
0038	要求水準書 (案)	34	Ⅲ	2	2.4	2.4.1	3)	建設に伴う許認可等	「発注者が関係機関への申請、・・・、その経費を負担すること。」とのことですが、経費負担の対象は「許可申請手数料」との理解でよろしいでしょうか。	申請にかかるすべての経費を対象とします。
0039	要求水準書 (案)	40	Ⅲ	2	2.4	2.4.2	2)	②製作の区分	「本工事における流動焼却炉は、・・・とし、OEM外注※3は認めない。」とのことですが、この場合の流動焼却炉とは、炉本体のみが該当し、その他付属品（補助燃料装置等）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	対象についてはご理解のとおりです。 なお、「OEM外注※3は認めない。」は誤記で、正しくは以下のとおりです。 「本工事における流動焼却炉は、「自社製作」（「自社製造」※1、「製造外注」※2又は「OEM外注」※3に限る。）とする。
0040	要求水準書 (案)	44	Ⅲ	3	3.1		1)	脱水ケーキ移送設備	「既設ケーキ移送ホップ」とは、231頁 別紙17 既存設備との取合い 1. 脱水汚泥供給設備の「ケーキ受入ホップ」を、また「供給ポンプ」とは、同じく231頁の「ケーキ移送ポンプ」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0041	要求水準書 (案)	44	Ⅲ	3	3.1		1)	脱水ケーキ等運搬車両	脱水ケーキの搬出入、し渣の運搬、焼却灰の搬出等の各車両の諸元（車両寸法、外形等）を確認できる資料を提示していただけますでしょうか。	要求水準書に記載の車両トン数とします。
0042	要求水準書 (案)	46	Ⅲ	3	3.2		6)	焼却灰貯留、搬出設備	「粉じんの飛散がないよう防塵室内に設置すること。」とのことですが、焼却灰搬出設備のうちフェニックス搬出用車両への焼却灰投入機構部分を防塵室内に設置することで、焼却灰積込時に粉じんの飛散を防止するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0043	要求水準書 (案)	51	Ⅲ	5	5.1		1)	一般事項	残置杭について、「本事業の支障となる部分については、・・・撤去等の処置を行うこと」とのことですが、新1号焼却炉の基礎杭として流用することは問題ないでしょうか。	残置杭は、現在の耐震基準で設計されたものではないこと、また現時点で築造後約三十数年経過しており、コンクリート構造物の耐用年数を考慮すると、新1号焼却炉の基礎杭として流用することは認められません。
0044	要求水準書 (案)	53	Ⅲ	5	5.1		3)	[建築 構 造 物] (1) 平面計画	①各室の用途及び規模について、焼却炉棟内設置設備用各室以外に、必要な居室や書庫等がありましたら、ご教示ください。	特にありません。
0045	要求水準書 (案)	54	Ⅲ	5	5.2			所管の消防等との協議	「建築設備は、・・・、所管の消防等と協議を行い計画すること。」とのことですが、技術提案や入札のため、入札公告等の公表以降、消防等の関係部局の協議を行うことをお認めいただけますでしょうか。	一般的な事項を相談することは認めますが、個別に案件名を出しての協議は不可とします。
0046	要求水準書 (案)	54	Ⅲ	5	5.2			所管の消防等との協議	消防等の関係部局、電気事業者（高圧線）、周辺住民等との協議結果（協議中の場合は協議経過）があれば、内容を確認できる資料を全て提示していただけますでしょうか。	現時点ではありませんが、今後協議事項等が生じた場合には提示いたします。

0047	要求水準書 (案)	56	Ⅲ	6	6.1	4)	試運転及び性能試験に要する薬品	「試運転及び性能試験に要する薬品」とは、新1号焼却炉で必要となる薬品（苛性ソーダ、塩化第一鉄等）を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0048	要求水準書 (案)	56	Ⅲ	6	6.2	2)	性能確認事項	性能確認事項について、排ガス等の測定項目は、運転管理ほか業務での測定項目に準拠との理解でよろしいでしょうか。また、各測定項目の測定回数、頻度等について、条件があれば提示していただけますでしょうか	要求水準書(案)P56 6 6.1. 2)に記載のとおり、性能試験計画書を作成していただき、発注者との協議によります。
0049	要求水準書 (案)	81	別紙 4	2	(2)	3)	副総括	「副総括は、運転管理ほか業務を担当する者それぞれから1名ずつ選任するものとし、」とのことですが、運転管理業務を複数の構成企業で行う場合、それぞれの企業から1名ずつ選任するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
0050	実施方針	3	第1	7	①	c)	物価変動	物価改定指標を具体的にご提示願います。	入札公告時に示します。
0051	実施方針	12	第2	5	(1)		選定委員会	事業者選定委員会のメンバー構成をご教示お願い致します。	落札者決定までは非公表とします。
0052	実施方針	13	第2	5	(2)		審査手順	予定価格、最低制限価格をご教示お願い致します。	本入札は予定価格等は事後公表を予定しています。
0053	実施方針	13	第2	5	(4)		審査結果の通知及び公表	評価結果について、事業費も公表されますでしょうか。	公表する予定です。
0054	実施方針	13	第2	5	(4)		審査結果の通知及び公表	評価ポイントや評価理由等も項目毎に公表頂けますか。	大阪府の総合評価一般競争入札方式においては公表しておりません。評価結果の質問方法等については入札公告時に示します。
0055	実施方針	14	第3	1			リスク分担表	リスク分担表に明確にされていないリスクについては、受注者の対応範囲外と考えてよろしいでしょうか。	実施方針「第3.1. リスク分担の基本的な考え方」に記載のとおり、リスク分担表に明確にされていないリスクについては、事業契約書に基づき、その都度協議して定めるものとします。
0056	実施方針	17	第9	5			災害時の協力	契約書開示の時点で、災害時の協力義務について、具体的な内容を契約書に明記していただけますようお願い致します。	管理番号0024を参照願います。
0057	実施方針	17	第9	6			関連業務	他の受注者が水処理等を実施する期間が「平成4年3月末まで」であれば、「本事業の着手後2年間」より短いと考えられ、どのような連携を想定されているのかが明確でないと思われま。 「本事業の着手」がいつの時点をさすか、「関連業務」及び「運転管理者等」の範囲、「相互に連携」の内容につき、具体的にお示しいただけますようお願い致します。	「令和4年3月末まで」が誤記であり、正しくは「令和5年3月末まで」となります。また、「本事業の着手」は本事業の契約日であり、本機場は供用中の施設であるため、設計建設期間における調査、工事においては相互に各種作業の時期を調整するなどの連携が必要となります。
0058	実施方針	19	別紙2				リスク分担表	リスク分担表の○・△の定義をご教示ください。	全ての負担若しくは主となる負担を○で表し、受注者の一部負担については△で表しています。
0059	実施方針	20	別紙2				物価変動	物価改定指標を具体的にご提示願います。	管理番号0050を参照願います。

0060	実施方針	20	別紙2					不可抗力リスク (設計段階)	不可抗力の定義をご教示願います(新型コロナウイルス・自然災害等は含まれますか)。	不可抗力は天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)とします。 なお、天災等とは地震、洪水、戦争、テロリズム、疫病、その他通常の予想を超えた自然的もしくは人為的な事象であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも期することが出来ないものを想定していますが、不可抗力に該当するかどうかについては協議により決定するものとします。
0061	実施方針	21	別紙2					不可抗力リスク (建設段階)	不可抗力の定義をご教示願います(新型コロナウイルス・自然災害等は含まれますか)。	管理番号0060を参照願います。
0062	実施方針	21	別紙2					下水の水質変動リスク	本事業における受注者が処理すべき水質については、過去実績から受注者で想定するのではなく明示願います。	管理番号0035を参照願います。
0063	実施方針	23	別紙2					不可抗力リスク (運転管理段階)	不可抗力の定義をご教示願います(新型コロナウイルス・自然災害等は含まれますか)。	管理番号0060を参照願います。
0064	実施方針	23	別紙2					リスク分担表	「※1原則受注者の負担とするが、～」と記載がありますが、「一定の基準」の指標をご教示願います。	入札公告時に示します。
0065	実施方針	23	別紙2					リスク分担表	「※3原則受注者の負担とするが、～」と記載がありますが、「一定の割合」の指標をご教示願います。	入札公告時に示します。
0066	実施方針	23	別紙2					リスク分担表	「※4原則受注者の負担とするが、～」と記載がありますが、流入下水量・流入下水質により汚泥の量・水分は変動するため、その変動に起因する経費増加は精算対象として頂けますか。検証方法は事業者提案でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとし、検証方法は協議とします。
0067	実施方針	23	別紙2					リスク分担表	「※8受注者の帰責自由によらない場合を除く。」と記載がありますが、具体的な事例をご教示願います。	長期にわたる悪水の流入などが考えられます。
0068	実施方針	18～23	別紙2					発注者の帰責負担	実施方針第9章6で、本事業期間中に「他の受注者」が今池水みらいセンターの業務を行うと記載されています。この「他の受注者」の帰責事由は、事業契約においては「発注者の帰責事由」に含まれるとの理解ですが、この点ご確認いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
0069	実施方針	18～23	別紙2					天災等	契約書において、「天災等」の内容を明記いただけますようお願い致します。 また、地震、津波等だけでなく、昨今は大雨や暴風雨の連続の到来や、異常な気温上昇など、従来の想定を超える事態による水道事業等への悪影響が現実に生じているため、これらを「天災等」に含んでいただけますようお願い致します。	管理番号0060を参照願います。
0070	実施方針	18～23	別紙2					不可抗力	「天災等」の自然現象のみならず、テロ、騒乱、暴動等の人的現象や、疫病、緊急事態宣言等も、発注者・受注者いずれの帰責事由にもよらず、大きな損害を生じさせかねないものであることから、「不可抗力事由」に含めていただけますよう、お願い致します。	管理番号0060を参照願います。
0071	要求水準書 (案)	12	II	1.6.	4)、5)			汚泥処理設備における補修業務	本事業における受注者が処理すべき水質については、過去実績から受注者で想定するのではなく明示願います。	管理番号0035を参照願います。
0072	要求水準書 (案)	14	II	3.1.	1)			ユーティリティ (電力)	貴市の帰責により電力が供給されなかった場合、リスクは負担頂けますでしょうか。	発注者のリスクとします。
0073	要求水準書 (案)	15	II	4				補修業務	既存設備の修繕履歴と維持管理運営範囲を提示頂けますでしょうか。	修繕履歴は要求水準書P17に記載の維持管理報告書を参照ください。 維持管理運営範囲は要求水準書のとおりとします。

0074	要求水準書 (案)	17	II	6.2			流入水質に関する 実績	本事業における受注者が処理すべき水質については、過去実績から受注者で 想定するのではなく明示願います。	管理番号0035を参照願います。
0075	実施方針	2	第1	5	(2)	ア	事業範囲	『運転管理ほか業務に係る委託範囲については「別紙1 業務範囲区 分表」に示す』と記載があります。 別紙1について、運転管理業務—その他業務に「国旗掲揚」が記載さ れていますが、運転管理業務との関係性が分かりづらく、また一般的 に自治体様がすべき業務と思われるので削除して頂きたいです。	施設管理の一部として本事業の範囲とします。
0076	実施方針	2	第1	5	(2)	ア	事業範囲	『運転管理ほか業務に係る委託範囲については「別紙1 業務範囲区 分表」に示す』と記載があります。 別紙1について、保全管理業務のうち、機械設備点検整備業務は、汚 泥処理設備以外は全て「発注者」の範囲になっていますが、電気設備 点検整備業務がすべて「受注者」の範囲になっています。この違いを ご教示願います。	電気設備については、水処理と汚泥処理を一体的に点検整備する必要がある 為、本事業範囲としています。
0077	実施方針	2	第1	5	(2)	ア	事業範囲	『運転管理ほか業務に係る委託範囲については「別紙1 業務範囲区 分表」に示す』と記載があります。 別紙1について、2号焼却炉更新業務—建設の「各種申請、届出等の 業務（必要に応じて）の区分が「受注者」のみになっておりますが、 必ずしもすべて受注者から申請できるものではないので、発注者、受 注者の両社が関係する表現にして頂きたいです。	原則は実施方針に記載のとおりとします。なお、発注者による申請・届出 しか受け付けられないものがある場合は発注者にて実施します。
0078	実施方針	2	第1	5	(3)		事業期間・スケ ジュール	『※1 設計建設期間について、受注者による工期短縮の提案を可能と する。（「可能とする。」とは、必須の要求水準ではなく、提案の有 無を含めて受注者の提案に委ねることを意味する。以下同じ。）』 『※2 工期短縮の提案により、設計業務及び建設業務の期間が短縮さ れた場合においても、運転管理ほか業務の開始時期及び終了時期は変 更しない。』と記載があります。 仮に、工期を短縮して建設完了しても、運転管理ほか業務の開始時期 は変更しないということは、その間（例えば1か月）は、施設を稼働 しないということでしょうか。 建設完了後は「発注者」に施設引き渡しになると考えますが、その間の 施設の維持は、「発注者」の範囲でしょうか。	本事業における運転管理ほか業務の開始時期は令和5年3月31日午後5時か らとなっております。 従って、工期短縮により令和5年3月31日午後5時より前に施設の引渡しが 行われる場合は発注者が維持管理し、運転については受注者と協議のうえ 決定するものとします。 また、令和5年3月31日午後5時以降については、維持管理及び運転ともに 本事業範囲となる為、受注者の裁量となります。
0079	実施方針	5	第2				選定の手順及び スケジュール	1. 要求水準が確認できなければ提案書は作成できないため、要求水 準書に関する質問回答スケジュールは、技術提案書提出より前にして 頂きたいです。 2. 技術提案書作成要領に関する質問回答（令和3年6月下旬）、技術 提案書の提出（令和3年7月上旬）と質問回答から提案書提出までの期 間が短いため、質問回答時期を前倒し頂くか、もしくは2回に分けて頂 きたいです。 3. 技術提案書作成要領は要求水準に深く関係し、要求水準は、入札 参加を検討するための大きな要素の1つでもあります。そのため、 「入札説明書等に関する質問」、「技術提案書作成要領に関する質 問」、「要求水準書、契約書等に関する質問」を合わせて頂き、同様 に回答時期も合わせて頂きたいです。	質問の機会をできるだけ広く確保する日程としております。 また、いずれの質問についても受付開始日は公告日からとなり、早期に頂 いた質問には随時回答する予定です。

0080	実施方針	11	第2	4	(5)	3)	①	設計業務総括責任者	<p>(ア) 以下に示すいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>a. 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理(廃棄物・資源循環)」とするものに限る。)、機械部門、又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門(「水質管理」若しくは「廃棄物管理(廃棄物・資源循環)」)、又は機械部門に係るものに限る。)である者</p> <p>b. aと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者と記載があります。b.aと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とは具体的にどのような資格が該当するかご教示ください。</p>	外国での実務経験、学歴又は資格により国土交通大臣の認定を受ける場合が考えられます。
0081	実施方針	12	第2	4	(5)	3)	②	建設業務総括責任者	<p>(ア) 以下に示すいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>(i) (3)①(エ)で水道施設工事を満たす場合</p> <p>a. 一級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>b. 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理(廃棄物・資源循環)」とするものに限る。)、又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門(「水質管理」若しくは「廃棄物管理(廃棄物・資源循環)」)に係るものに限る。)である者</p> <p>c. a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者</p> <p>d. 「水道施設工事」に関する監理技術者資格証を有する者</p> <p>(ii) (3)①(エ)で機械器具設置工事を満たす場合</p> <p>a. 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が機械部門、又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものに限る。)である者</p> <p>b. aに掲げる者と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者</p> <p>c. 「機械器具設置工事」に関する監理技術者資格証を有する者と記載があります。</p> <p>(i)のc.及び(ii)のb.における国土交通大臣が同等以上と認定する具体的な資格をご教示ください。</p>	外国での実務経験、学歴又は資格により国土交通大臣の認定を受ける場合が考えられます。
0082	要求水準書(案)	21	Ⅲ	1	1.1			立地条件	表Ⅲ-1 対象施設の所在地と立地条件の中のその他に「埋蔵文化財」と記載がありますが、過去に出土した実績はあるのでしょうか。	管理番号0083を参照願います。
0083	要求水準書(案)	32	Ⅲ	2	2.2			事前調査	<p>1)受注者は、自らの責任及び費用において、本工事に必要な測量調査・地質調査・電波障害調査等(以下「各種調査等」という)を行うこと。</p> <p>なお、別紙15及び別紙16に示す既存調査結果を参考に示す。</p> <p>2)本工事に伴う文化財調査については、すでに調査済みの場所にて、再度調査は不要である。ただし、当該場所にて掘削を行う場合には、文化財保護法第94条第1項に基づき、松原市に対して通知を行うことと記載があります。</p> <p>別紙15の表の見方をご教示願います。</p> <p>また、「文化財調査については、すでに調査済みの場所にて、再度調査は不要である」とのことですが、参考までに調査結果をご提示願います。</p>	別紙15については網掛部が調査済みの区域を示しており、網掛の種類は調査時期の違いとなります。また、対象施設の所在地は、大和川・今池遺跡に包含されており、「古道跡」や「居住跡群」などが出土しています。

0084	実施方針	9	第2	4	(3)	④	(イ)	応募者の参加資格要件	a)の条件について、「汚泥処理施設を有する下水処理場の運転管理業務」の解釈について、汚泥処理施設の運転管理が業務範囲に入っていることが必要との理解でよいでしょうか。(もしくは、汚泥処理施設の運転管理が業務範囲でなくとも、汚泥処理する下水処理場の水処理施設の運転管理の実績があれば該当するというのでしょうか。)	汚泥処理施設の運転管理が業務範囲に入っていることが必要です。
0085	実施方針	9	第2	4	(3)	④	(イ)	応募者の参加資格要件	溶融炉、炭化炉等、流動焼却炉以外の炉については、本項の「汚泥処理施設」には含まないという理解でよいでしょうか。(意見) 高度な運転管理技術を確認する目的であれば、流動焼却炉以外の炉形式も対象としてはいかがでしょうか。	溶融炉、炭化炉等、流動焼却炉以外の炉については、「汚泥処理施設」には含まれません。炉の形式によって運転方法等が異なるため、本形式に限定しております。
0086	実施方針	9 10	第2	4	(3)	④	(イ) (ウ)	応募者の参加資格要件	ここでいう業務実績は、まだ完了していない複数年契約の実績でも認められるでしょうか。例えば、H30から10年間の包括委託を受託している場合、H30、H31年度の年度毎の完了実績をもって業務実績と認められるでしょうか。	履行完了実績を有することを要件としていますので、例示頂いた実績では認められません。
0087	実施方針	9 10	第2	4	(3)	④	(ウ)	応募者の参加資格要件	1)のうち(i)のみに該当する企業Aと、(ii)のみに該当する企業Bがあり、A、Bの2社で運転管理業務を実施する場合、いずれも運転管理業務の主担当企業として認めることができるという理解でよいでしょうか。	例示頂いた場合、(i)のみに該当する企業Aと、(ii)のみに該当する企業Bのいずれも運転管理業務の主担当企業になることが可能です。